ものづくり補助金とは？

制度概要や申請に関する留意点を解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

令和 7 年 2 月 14 日、ものづくり補助金 19 次締切分の公募が開始されました。今回の公募では、前回公募の内容からいくつかの変更点があります。

この記事では、ものづくり補助金の主な変更点や制度概要、申請に関する留意点について解説します。

1. ものづくり補助金とは

ものづくり補助金とは、中小企業・小規模事業者等が、新しい製品やサービスを開発する際に必要となる設備投資等を支援する制度です。生産性の向上や、従業員の賃上げを目指す企業を後押ししています。

平成 24 年度補正予算からはじまった補助金であり、ものづくりを支える政策のひとつの柱となっています。

参照：中小企業庁 ものづくり補助金 チラシ
掲載ページ：中小企業庁 中小企業対策関連予算

2. 令和 6 年度補正予算分からの主な変更点

前回からの主な変更点は、以下のとおりです。

申請枠の見直し

前回までは「省力化（オーダーメイド）枠」「製品・サービス高付加価値化枠」「グローバル枠」の 3 つの申請枠がありましたが、今回「製品・サービス高付加価値化枠」と「グローバル枠」の 2 つに整理されました。

「省力化（オーダーメイド）枠」は、これまでとほぼ同じ内容で「中小企業省力化投資補助金 一般型」に移行しています。

最低賃金引上げ特例の適用

賃上げ環境を整備することを目的に、新たに「最低賃金引上げ特例」が設けられました。この特例を通じ、力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援します。

適用対象は、指定する一定期間において 3 か月以上の間、地域別最低賃金+50 円以内で雇用している従業員が全従業員数の 30%以上いる事業者であり、小規模事業者や再生事業者は対象外です。

最低賃金引上げ特例が適用されると、補助率が 1/2 から 2/3 に引き上げられます。

製品・サービス高付加価値化枠の従業員規模区分、上限額一部変更

製品・サービス高付加価値化枠の従業員規模区分における最大値は、前回まで「21 人以上」でした。

企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、今回よりこの区分が細分化され、「21～50 人」「51 人以上」の区分が新設されます。

また、新設の区分ごとに補助上限額が定められるため、上限額も一部変更となります。

基本要件の見直し

基本要件の見直しも行われています。

前回までは給与支給総額要件が「事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率 1.5%以上増加させること」となっていました。

足下の賃上げ状況等を踏まえ、今回は「1 人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近 5 年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加」に変更しています。

また、前回は加点対象となっていた「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等」が、今回は基本要件に盛り込まれています。

収益納付不要へ

前回までは、本事業の成果の事業化または知的財産権の譲渡または実施権設定などによって収益が得られたと認められる場合、受領した補助金の額を上限とした「収益納付」が義務付けられていました。

今回はこの収益納付が不要となっています。

申請方法の一部見直し

申請方法も一部見直されています。

前回までは、Word ファイルで作成した事業計画書を PDF 形式に変更し、電子申請システムに添付して提出する方式でしたが、今回は事業計画書の本文を電子申請システムへ入力する方法に変更されています。

図や画像などの補足資料には番号を振り本文と紐付け、A4 サイズ 3 ページ以内の PDF ファイルにまとめて提出する方式になっています。

参照：中小企業庁　令和 6 年度補正予算ものづくり補助金の概要
掲載ページ：中小企業庁　中小企業対策関連予算

参照：ものづくり補助金 19 次締切分 公募要領
参照：ものづくり補助金 18 次締切分 公募要領
掲載ページ：中小企業庁　ものづくり補助金公式 HP

3. 基本要件

ものづくり補助金 19 次締切分の基本要件は以下の 4 つです。

1. 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
2. 1 人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近 5 年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
3. 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30 円以上の水準
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員 21 名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は 1、2、4 のみ

事業成果については、毎年提出する事業化状況報告で確認されます。基本要件等が未達の場合は、補助金を返還する義務を負います。

4. 制度概要（製品・サービス高付加価値化枠）

ものづくり補助金「製品・サービス高付加価値化枠」の制度概要を解説します。

補助上限・補助率・対象経費

補助上限額	● 従業員 5 人以下：750 万円（850 万円） ● 従業員 6～20 人：1,000 万円（1,250 万円） ● 従業員 21～50 人：1,500 万円（2,500 万円） ● 従業員 51 人以上：2,500 万円（3,500 万円） ※カッコ内の金額は大幅賃上げ特例適用後の上限額
補助率	● 中小企業：1/2 ● 小規模・再生事業者：2/3
対象経費	● 【必須】機械装置・システム構築費 ● 技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

活用イメージ

製品・サービス高付加価値化枠は、製品・サービス開発の取組に対する支援策として活用できます。

例えば、より付加価値の高い新製品を開発するための、最新の複合加工機導入に対して補助金を活用するといったイメージです。最新の複合加工機を導入することで、これまでにできなかった精密加工が可能になれば、より付加価値のある新製品の開発につながる可能性があります。

5. 制度概要（グローバル枠）

ものづくり補助金「グローバル枠」の制度概要を解説します。

補助上限・補助率・対象経費

補助上限額	● 3,000 万円（3,100 万円～4,000 万円） ※カッコ内の金額は大幅賃上げ特例適用後の上限額
補助率	● 中小企業：1/2 ● 小規模事業者：2/3
対象経費	● 【必須】機械装置・システム構築費 ● 技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ● 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

活用イメージ

グローバル枠は、海外需要開拓等の取組に対する支援策として活用できます。

例えば、海外市場獲得のために新たな製造機械を導入し新製品の開発を行う際や、海外で行われる展示会に出展する際に補助金を活用するイメージです。

参照：中小企業庁　令和 6 年度補正予算ものづくり補助金の概要
掲載ページ：中小企業庁　中小企業対策関連予算

参照：中小企業庁　ものづくり補助金 18 次締切分 公募要領
参照：中小企業庁　ものづくり補助金 19 次締切分 公募要領
掲載ページ：中小企業庁　ものづくり補助金公式 HP

6. 賃上げ特例について

賃上げ特例とは、大幅な賃上げに取り組む事業者の補助上限額を、100～1,000 万円上乗せする制度です。要件は以下の 2 つです。

1. 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
2. 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50 円以上の水準

各申請枠の上限額に達していない場合や、「最低賃金引き上げ特例」の適用を受ける事業者などには、この特例が適用されません。

また、上記 1 か 2 のいずれか一方でも未達の場合は補助金返還義務があります。

参照：中小企業庁　令和 6 年度補正予算ものづくり補助金の概要
掲載ページ：中小企業庁　中小企業対策関連予算

7. 最低賃金引上げ特例について

最低賃金引上げ特例は、今回新設された制度で、最低賃金の引き上げに取り組む事業者の補助率を 2/3 に引き上げるものです。

この特例を適用する場合、基本要件 4 つのうち、「3. 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30 円以上の水準」が免除されます。

参照：中小企業庁　令和 6 年度補正予算ものづくり補助金の概要
掲載ページ：中小企業庁　中小企業対策関連予算

8. 申請スケジュール

ものづくり補助金 19 次締切分の申請スケジュールは以下のとおりです。

- 公募開始：令和 7 年 2 月 14 日(金)
- 申請受付：令和 7 年 4 月 11 日(金)17 時
- 応募締切：令和 7 年 4 月 25 日(金)17 時

参照：中小企業庁　ものづくり補助金 19 次締切分 公募要領
掲載ページ：中小企業庁　ものづくり補助金公式 HP

9. 申請に関する留意点：保険加入義務について

保険加入義務とは、補助金額が一定金額を超える場合、補助金で導入した施設・設備に対して、保険加入を義務付けるものです。

補助金の財源は公的資金であることから、補助金を受給する事業者は、交付対象となる施設・設備を適切に管理する必要があるため、一部の補助金では保険加入を義務付けています。

ものづくり補助金の場合、事業計画期間終了までの間、本補助金によって導入した設備を対象として保険または共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの/付保割合 50%以上）に加入することを強く推奨しています。

参照：中小企業庁　ものづくり補助金 19 次締切分 公募要領
掲載ページ：中小企業庁　ものづくり補助金公式 HP

10. まとめ

ものづくり補助金は、中小企業等が生産性向上や持続的な賃上げを実現できるよう、製品・サービスの開発に必要な設備投資などを支援する制度です。今回の 19 次締切分では、申請枠の見直しや最低賃金引上げ特例の適用など、いくつかの変更点があります。

申請を検討する際は、基本要件や申請方法、特例制度などについて詳細を十分に確認することが重要です。適切な準備と理解をもって、ものづくり補助金を活用し、事業の発展に役立ててください。

令和 7 年 2 月 28 日　作成：株式会社 Stayway